

平成 30 年度スポーツ庁委託事業

報告書

多様なスポーツ紛争事例がある国への派遣研修

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2019/03/29

第1 本報告書の概要

1 派遣先・派遣者

(1) 派遣先

当機構が受託する「多様なスポーツ紛争事例がある国への派遣研修」事業（以下「本事業」という）は、2018年度で8年目を迎える。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで2年を切り、わが国においてアンチ・ドーピング体制の整備が求められている。また、東京オリンピック大会においてスイス連邦（以下「スイス」という）・ローザンヌに本拠を置く Court of Arbitration for Sport（以下「CAS」という）がアドホック部及びアンチ・ドーピング部を開催都市である東京に設置することが想定されている。

そこで今年度は、派遣者に主に、①CASにおける仲裁制度（アドホック部及びアンチ・ドーピング部）、②スイスにおける国際仲裁制度及び③スイスにおけるアンチ・ドーピング法に関する知識の習得させることを目的として、当機構の過去のネットワークを活用し、スイス・チューリッヒ大学を派遣先とした。

(2) 派遣者

本年度の派遣者は、次の者である（以下「本派遣者」という）。

弁護士 杉山 翔一

（略歴）

2013年1月～ Field-R 法律事務所

2014年4月～2018年9月まで 当機構の仲裁調停専門員

2 本書の構成

本書では、本事業の国内研修及び海外研修の実施概要を述べた上で（第2）、海外研修中の調査研究方法について報告し（第3）。最後に、本事業を踏まえた次年度以降への展望等について述べる（第4）。

第2 事業の実施概要

1 国内研修

本事業は、計画段階では、9月から本派遣先において事業を開始する予定であったが、事業実施契約の締結が2018年9月21日となり、それ以降に手続を開始した労働許可の発行が同年11月1日となった。そこで、

①2018年9月21日から11月6日までの期間、及び

②2019年3月17日から3月29日までの期間

については、本派遣者に理解増進事業職員として、国内研修を実施させた。具体的には、スポーツ仲裁法研究会の準備及び資料作成、及び2021年WADC改正の検討を行わせた。その他、国内研修中に、本派遣者を調査事項に関連する国内外の会議に参加させた。

2 海外研修

(1) 研修期間

2018年11月7日-2019年3月16日まで。

(2) 海外研修中の調査・研究方法

海外研修中は、主に二つの方法で、調査・研究を実施した。

- ① 書籍、文献等による調査・研究
- ② インタビュー、会議等参加、フィールドワーク

各調査方法の概要は、以下第3で説明する。

第3 海外研修中の調査・研究方法

1 調査項目の概要

海外研修中は、主に以下の3つを主要なテーマと定めて調査を行った。

調査項目① CASにおける仲裁制度

- －1 アドホック部の仲裁制度
- －2 アンチ・ドーピング部の仲裁制度

調査項目② スイス国際私法典第12章に基づく仲裁判断の取消制度

- －CAS仲裁判断の取消、再審制度等

調査項目③ アンチ・ドーピング

- －スイスのアンチ・ドーピング関連法

2 調査項目① CASにおける仲裁制度

2020年に迎える東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、CASが臨時の仲裁廷（アドホック部及びアンチ・ドーピング部）を設置することを踏まえ、アドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁手続及び判断例についての調査を行った。

アドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁手続及び判断例の内容の詳細については、以下の報告書に記載している。

別紙1『CASアドホック仲裁ガイド』

別紙2『CASアンチ・ドーピング仲裁ガイド』

3 調査項目② スイス国際私法典第12章に基づく仲裁判断の取消制度

CASで扱う紛争の多くは、スイス国際私法典の下における国際仲裁事案であるところ、近年、CASの仲裁判断に対する取消訴訟がスイス連邦最高裁判所に提起されている。東京オリンピック大会において設置されるCASのアドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁もスイス国際私法典の下における国際仲裁事案であるため、アドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁判断についても、スイス連邦最高裁判所に取消訴訟が提訴される可能性がある。

そこで、スイス国際私法典の下における仲裁判断の取消訴訟及び過去にCASの仲裁判断がスイス連邦最高裁判所において取り消された裁判例について調査を行った。

調査内容の詳細については、以下の報告書に記載している。

別紙3『CAS仲裁判断の取消、再審制度』

4 調査項目③ スイス連邦政府のアンチ・ドーピング活動への関与

わが国は、IOC や WADA から、インテリジェンスに基づくドーピング調査を実施する体制の整備を求められているが、2018 年 10 月 1 日に施行されたアンチ・ドーピング推進法においても、スポーツにおけるドーピングの防止に向けた国家の具体的な関与の方法は明らかにされていない。この状況を踏まえ、スイスにおいて、国家がアンチ・ドーピング活動に関し、どのように関与しているかについての調査を行った。

スイスは、ドーピングにかかる行為を一部刑事罰化するに留まるものの、国内アンチ・ドーピング機関であるアンチ・ドーピングスイスに対し、税関等の行政機関から情報を受領する権限を国内法によって付与しており、スポーツにおけるドーピングの防止に向けて、国家が一定の関与を行っている。調査内容の詳細については、以下の報告書に記載している。

別紙 4 『スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動の状況』を参照。

5 その他

上記 1 から 4 で述べた書籍、文献等による調査・研究の他、CAS 事務局への訪問、スイス内外の法律事務所・事務家等へのインタビュー、国際会議への参加、フィールドワーク等を行った。

第 4 結語

1 日本の法律家に対する CAS 仲裁に関する教育訓練の必要性と実施案

冒頭でも述べたとおり、CAS が、東京オリンピック競技大会において、開催都市東京に、アドホック部及びアンチ・ドーピング部を設置することが想定される。また、東京パラリンピック競技大会に際しても、迫る大会日程に関し、国際パラリンピック委員会の紛争解決機関等において、迅速な紛争解決を迫られる可能性がある。

そのため、オリンピック大会、パラリンピック大会に関し、迅速に紛争を解決する上では、開催国法律家の助力が要請される。この点、2012 年のロンドンオリンピック・パラリンピック大会、2016 年のリオ・デ・ジャネイロオリンピック大会においては、こうした要請に応えるため、開催国の弁護士が無償で手続代理等を行うサービスを提供した。同様に、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック大会に際し、日本国の弁護士は、無償で手続代理を行うことを求められている。

わが国では、既に弁護士らによるプロボノサービス運営委員会が立ち上がっているところ、当機構も事務局としてこれに関与している（本事業の中でも、2012 年に事務局としてプロボノサービスに関与した Sport Resolutions を訪問し、資料提供を受けた）。もっとも、2020 年のプロボノサービスと、2012 年、2016 年のそれとの決定的な違いは、わが国には、CAS 仲裁に習熟している法律家が非常に少ないという点である。日本で CAS の General List の仲裁人候補者として登録されている者は現在 3 名しかおらず、CAS の仲裁手続を経験した代理人も多いとはいえない。現状では、日本国の弁護士が、アドホック部及びアンチ・ドーピング部において、適切かつ迅速な手続代理を行えるかが懸念されている。

そこで、日本国の弁護士が、アドホック部及びアンチ・ドーピング部において適切な手続

代理を行うために、2019年度以降に、日本の弁護士に対し、CASのアドホック部、アンチ・ドーピング部における仲裁手続に関する教育訓練を実施することが考えられる。

実施すべき教育訓練の方法としては、次の3点である。

①国内セミナーの実施

既に当機構の2019年度事業計画の中に組み込まれているが、日本の法律家に対し、CASのアドホック部、アンチ・ドーピング部における仲裁手続及び判断例に関するセミナーを実施することが考えられる。

こうした国内セミナーを行う上では、本事業において作成した別紙1『CAS アドホック部仲裁ガイド』、及び別紙2『CAS アンチ・ドーピング部仲裁ガイド』を活用することが考えられる。

また、アドホック部、アンチ・ドーピング部における仲裁は、スイス国際私法典第12章が適用される国際仲裁事件である。よって、両部における仲裁を理解する上では、スイス国際私法典についての理解も必要になる。本事業において作成した別紙3『CAS 仲裁の取消、再審制度』は、一部の論点を取り上げたに留まっているが、スイス国際私法典を理解する上での一つの資料として活用できる。

②国際カンファレンスの実施

本事業においては、(i) 2018年9月に開催されたCASのカンファレンスへの参加、(ii) CAS 仲裁の審問傍聴及び (iii) CAS 調停に関するヒアリングと、3度にわたり、CAS とのコネクションを持つことができた（その他、2019年3月13日、14日に開催されたWADA Annual ConferenceにおいてもCASの関係者と情報共有を行った）。これらの機会に、継続的にCAS との共催カンファレンスについて協議した結果、CAS から、2019年末から2020年初旬にかけて、共催でカンファレンスを開催することに前向きな返事をもたらすことができた。既に当機構の2019年度事業計画の中に組み込まれているが、2019年度にCAS との共催カンファレンスを実施し、CAS の職員から直接アドホック部及びアンチ・ドーピング部の仲裁手続について説明を受けることが考えられる。

また、本事業の過程で、国際会議、インタビュー等で面識を得た実務家は、いずれも日本で開催する国際会議への協力を惜しまない姿勢を示してくれた。上記CAS との共催国際カンファレンス、又はそれとは別に日本で開催する国際カンファレンスにおいて、本事業で関係を構築したスイス内外の実務家をスピーカーとして招聘することが考えられる。

③模擬スポーツ仲裁の実施

上記のとおり、東京オリンピック競技大会において、アドホック部、アンチ・ドーピング部で手続代理人を務める日本国の弁護士の多くが、CAS における仲裁を経験したことがないことが想定される。そこで、日本国の弁護士に対し、模擬スポーツ仲裁カンファレンスを実施し、手続代理人の候補者に、当該カンファレンスに参加させて、経験を積ませることが考えられる。

本事業におけるスイス国内外の実務家とのディスカッションの中で、チューリッヒ大学と日本国内の大学（関東、関西）や、わが国に2018年以降に設置された紛争解決センター

(日本国際紛争解決センター，京都国際調停センター)などと共催で，模擬スポーツ仲裁を実施することの有用性が示唆された。

当機構の事業として実施することは難しいと思われるが，本事業において築いた人脈，ネットワークを関係機関に提供することで，模擬スポーツ仲裁の実施を支援することも可能と思われる。

アドホック部及びアンチ・ドーピング部で手続代理を実施するために，ここで案として挙げた教育訓練を実施することは，単に，2020年東京オリンピック大会・パラリンピック大会時のためだけではなく，2020年以降に，教育訓練を積んだ弁護士らが，スポーツ法や国際仲裁の専門家として日本や海外で活躍すること，ひいては日本の競技者や競技団体の役に立つことにつながるソフト面のレガシーである。

本事業の成果がこうした日本の「人財」を育てる上での一助となれば幸いである。

2 インテリジェンス体制の整備の必要性と参考例

世界アンチ・ドーピング機構は，各国に対し，インテリジェンスを利用したドーピング調査を行える仕組みを作ることを求めている。このことは，2019年3月13日，14日に開催されたWADA Annual Conferenceにおいても強調されていた。とりわけ，2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する日本国は，WADAやIOCから，インテリジェンスを利用したドーピング調査を行える体制を求められている。

2018年10月1日に施行されたアンチ・ドーピング推進法附則第2条にも記載されているとおり，日本国政府は，スポーツにおけるドーピングを防止するために，「国家の関与」を含めた措置を取ることを求められている。もっとも，わが国では，アンチ・ドーピング規則違反を刑事罰化することによるドーピング調査の実現は難しく，行政機関，独立行政法人及び私法人にかかる個人情報関連三法を利用したインテリジェンススキームが検討されている状況である。

本事業で，派遣先であったスイスは，一部の行為は刑事罰化しているものの，ドイツ連邦その他自己ドーピングの刑事罰化を実施している国とは異なり，自己ドーピングの刑事罰化を行っていないという意味で，日本国に近い状況にあった。スイス政府は，スポーツプロモーション法によって，国内アンチ・ドーピング機関であるアンチ・ドーピングスイスに対し，税関等から情報の提供を受ける権利等を付与しており，当該情報に基づいたドーピング調査も実施されていた（詳細は，別紙4『スイス連邦におけるアンチ・ドーピング活動の状況』を参照）。

アンチ・ドーピング推進法の施行後，わが国では個人情報関連三法を利用したインテリジェンススキームが検討されていると聞いている。本事業において調査を行ったスイス政府の「国家の関与」のあり方が，日本国政府の「国家の関与」のあり方を今後検討する上で，一つの参考資料となれば幸いである。

3 最後に

本事業の実施にあたり，スイス内外の教授，弁護士等の実務家，スポーツ関連団体等の職

員からの温かい協力や支援を受けることができた。本派遣者のスイス滞在が充実したものになったのも、こうした協力や支援があったおかげである。

こうした協力や支援に少しでも報いることができるよう、本事業で作成した資料や築いた人脈・ネットワークが 2019 年度以降のわが国の取り組みに活用され、わが国のスポーツ法、スポーツ仲裁の知識のレベルの向上に寄与することができれば幸いである。

以上